

余剰電力売却仕様書

1. 概要

(1) 適用範囲

本仕様書は、乙訓環境衛生組合ごみ処理施設（以下「ごみ処理施設」という。）が供給する余剰電力の売却について適用する。

(2) 件名 余剰電力売却

(3) 供給場所 京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32番地

(4) 施設概要

ごみ処理施設 1号炉・2号炉（各75t/24h）平成7年4月供用開始（発電設備：無）

3号炉（75t/24h）平成14年4月供用開始（発電設備：有）

リサイクルプラザ 粗大ごみ処理（32t/5h）・資源ごみ処理設備（14t/5h）

(5) 発電設備

ア 発電機 蒸気タービン発電機

イ 定格出力 1,200kW 1基（設置：3号炉のみ）

ウ 燃料 一般廃棄物

エ 認定状況 当該設備は、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（以下「RPS法」という。）における新エネルギー等発電設備の認定を受けており、電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法附則第12条のRPS法の廃止に伴う経過措置により、予定する売却電力量には新エネルギー等電気相当量及び環境価値を含むものとする。

（設備番号ID：B000050E26）

(6) バイオマス比率実績

令和5年4月～6月	23%	令和5年7月～9月	35%
令和5年10月～12月	26%	令和6年1月～3月	53%
令和6年4月～6月	55%	令和6年7月～9月	51%
令和6年10月～12月	47%	令和7年1月～3月	51%
令和7年4月～6月	30%	令和7年7月～9月	21%

(7) 供給電気方式等

ア 電気方式 交流3相3線式

イ 供給電圧 標準電圧6,600V

ウ 周波数 60Hz

エ 本線 1回線

2. 売却仕様

(1) 契約方法 単価契約

- (2) 予定売却電力量 1, 402, 830 kWh (詳細は添付資料-②)
(3) 供給期間 令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

3. その他

(1) 停電期間について

この契約の期間において、定期検査及び定期補修等による発電機の停止日数は、143日を予定している（詳細は添付資料-①を参照）。

その他、この契約の期間において、計量法に基づく計量器の取替等による停電の予定はない。

(2) 本発電設備は、発動指令電源(安定電源に属さない)として容量市場参加予定であり、受注者が供給計画等に計上できる安定的に売電可能な容量は1,000kW未満である。

(3) 発電側課金について

① 発電側課金については、契約希望単価に含まないものとし、本組合が一般送配電事業者に対して負担する発電側課金相当分の金額を別途、買受者の負担に転嫁する。

② 本組合が負担する発電側課金の一般送配電事業者への支払業務は買受者が行うこととし、買受者から一般送配電事業者への支払相当額と前項の定めによる本組合から買受者への転嫁相当額を毎月の電力量料金の支払において相殺する。

(4) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(5) 添付資料

添付資料 - ① 供給期間ごみ処理施設運転計画（案）

添付資料 - ② 令和8年4月分～令和9年3月分 月別予定売却電力量（予定）

添付資料 - ③ 令和5年4月分～令和7年3月分 月別売却電力量（実績）

供給期間ごみ処理施設運転計画（案）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1号炉	→～4日	9日～	→～26日	1日～	→～23日	
2号炉		21日～	→～10日 15日～	→～2日		3日～
3号炉	→～8日				3日～	
発電機	→～8日				6日～	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	9日～	→～23日	25日～	→～24日		
2号炉	→～3日 11日～	→～9日				6日～
3号炉	→～2日	24日～	→～2日			
発電機	→～2日	26日～	→～2日			

注1 色塗部分は、稼働期間を表している。

注2 発電機停止期間は、5/9～8/5と10/3～11/25の計143日間を予定している。

令和8年4月分～令和9年3月分 月別予定売却電力量（予定）

(単位 : kWh)

区分 月	重負荷時間帯	昼間時間帯	夜間時間帯	合計
令和8年4月分	—	63,156	147,364	210,520
令和8年5月分	—	9,966	23,254	33,220
令和8年6月分	—	0	0	0
令和8年7月分	—	0	0	0
令和8年8月分	15,230	30,460	106,610	152,300
令和8年9月分	17,174	34,348	120,218	171,740
令和8年10月分	—	2,214	5,166	7,380
令和8年11月分	—	6,090	14,210	20,300
令和8年12月分	—	64,206	149,814	214,020
令和9年1月分	—	56,958	132,902	189,860
令和9年2月分	—	69,804	162,876	232,680
令和9年3月分	—	51,243	119,567	170,810
年間	32,404	388,445	981,981	1,402,830

令和6年4月分～令和7年3月分 月別売却電力量（実績）

(単位 : kWh)

区分 月	重負荷時間帯	昼間時間帯	夜間時間帯	合計
令和6年 4月分	—	92,208	146,747	238,955
令和6年 5月分	—	2,772	47,246	50,018
令和6年 6月分	—	846	6,273	7,119
令和6年 7月分	23,336	38,290	102,079	163,705
令和6年 8月分	21,522	36,506	101,191	159,219
令和6年 9月分	32,019	49,824	153,544	235,387
令和6年 10月分	—	44,057	79,338	123,395
令和6年 11月分	—	7,571	19,458	27,029
令和6年 12月分	—	0	0	0
令和7年 1月分	—	0	0	0
令和7年 2月分	—	43,330	70,203	113,533
令和7年 3月分	—	94,334	150,647	244,981
年 間	76,877	409,738	876,726	1,363,341

令和5年4月分～令和6年3月分 月別売却電力量（実績）

(単位 : kWh)

区分 月	重負荷時間帯	昼間時間帯	夜間時間帯	合計
令和5年 4月分	—	92,845	137,686	230,531
令和5年 5月分	—	5,209	41,974	47,183
令和5年 6月分	—	25,063	35,702	60,765
令和5年 7月分	17,435	34,346	104,506	156,287
令和5年 8月分	22,298	42,821	116,093	181,212
令和5年 9月分	26,249	42,947	119,257	188,453
令和5年 10月分	—	46,493	84,242	130,735
令和5年 11月分	—	0	0	0
令和5年 12月分	—	46,143	82,863	129,006
令和6年 1月分	—	78,001	152,526	230,527
令和6年 2月分	—	102,757	169,799	272,556
令和6年 3月分	—	97,320	151,928	249,248
年 間	65,982	613,945	1,196,576	1,876,503

(以下余白)